

[研究ノート]

## 藩札研究史覚え書き

村 田 隆 三

### はじめに

周知のように江戸時代の貨幣体系は、三貨と称せられるように、金・銀・銅を鋳造したものが貨幣として使用されており、その貨幣鋳造権は、甲州金のような例外を除いて、幕府の独占するところであった。しかし、江戸時代において流通していたのはこうした金貨・銀貨・銭貨だけではなく、私札・藩札と呼ばれている紙札も流通していた。

私札と称せられるものは、主に近世初頭に近畿地方の各地において発行・流通していた紙札であった。これらの私札は次のように分類されている<sup>(1)</sup>。

《東畿古紙幣》	《西畿古紙幣》
伊勢系統紙幣	摂津・和泉系統紙幣
山田羽書	大坂江戸堀河銀札
宇治羽書	夕雲開銀札
射和羽書	平野郷銀札
松坂羽書	四天王寺札
丹生羽書	尼崎・伊丹地方札
北伊勢諸羽書	河内系統紙幣
大和系統紙幣	久宝寺札

(1) 『図録 日本の貨幣』第2巻 日本銀行調査局編、1973年、304頁、なお、荒木三郎兵衛『お札』いそべ印刷、1959年、では「伊勢系統、大和系統、大坂系統」の3分類となっている。

大和下市銀札

八尾御堂札

大和今井町銀札

西浦札

奈良町人札

これらの札はそれぞれの地の商人達によって発行されたものであり、銀表示であつた。額面は例外的に二匁札も発行された例もあるが、そのほとんどが銀1匁以下であり、高額の札は発行されていない。

これらの紙札の中で一番早くから発行されたのは伊勢の山田羽書で、「通説では室町末期ごろから慶長年間（1596～1615）にかけて、伊勢地方の商人たちが使用した商業手形が、伊勢外宮の山田師職たちによって漸次発展せしめられたものであろう」とされている。この室町期起源説の当否はさておき、少なくとも慶長年間には出現していた」<sup>(2)</sup>のである。この山田羽書が伊勢神領でさかんに流通するにつれ、羽書・札は周辺地域の商人によても、少額決済手段として発行されるようになったのである。

西畿古紙幣のうち最も早く発行された江戸堀河銀札と夕雲開銀札は、「人足切手」とも称されているものである。前者は大坂城下の江戸堀開鑿に際して、人足賃支払のための少額の現銀・銭の不足を補うために発行されたものとされ、元和3（1617）年に発行されている。後者は、幕府代官高西夕雲によって行われた和泉国万代（もず、現・堺市百舌鳥）の新田開発に際して発行された、やはり人足賃支払のための少額銀札である。これはまた、開発を請け負った堺の商人木地屋の名を取って「木地屋札」とも呼ばれており、元和8（1622）から寛永元（1624）年にかけて発行されている<sup>(3)</sup>。これ以降平野銀札を初めとして、商人の手による私札発行が行われた。

これらの私札は、幕府三貨制度が確立する、なかんずく寛永通宝が出回る寛文期（1661～73）にはそのほとんどが姿を消す。このことはこれら私札が、少額銀貨幣の不足（小形の小玉銀の平均重量は1.6匁であったともいう<sup>(4)</sup>。）や、当時流通していた種々の渡来銭の間の撰銭の煩雑さを避けるためのものであったことを意味するであろう。

(2) 『図録 日本の貨幣』第6巻、1975年、154頁。

(3) 『大阪市史』第2巻 1911年、253頁、朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』お茶の水書房、1967年、第4章参照。

(4) 田谷博吉「藩札—江戸時代の紙幣—」『阪南論集』17巻4号、1982年、20頁。

さらに幕府による宝永4（1707）の札遣い禁止令以後は、山田羽書を除いてすべての私札が姿を消す。この時山田羽書もいったんは発行停止を言い渡されたのであるが、山田羽書の発行機関である山田三方会合の願い出により「山田神領札遣之儀只今迄之通、御神領之内斗札遣可被差免候」<sup>(5)</sup>との許可を幕府から得て、停止を免れている。かくして山田羽書は幕末・明治維新期まで発行され続け、その流通範囲も「神領之内斗」りでなく、周辺地域にも及んでいたのである。

山田羽書の起源は、通説では先に見たように、伊勢商人の「商業手形」が伊勢外宮の山田師職（御師）達によって発展させられたものとされている。伊勢の地は中世以来、大湊（現・伊勢市）を本拠とする「関東渡海船」の活躍によって、西国と東国を結ぶ商業・交通の要であった<sup>(6)</sup>のである。しかし、この商業手形起源説には田谷博吉氏による批判がある。田谷氏は「伊勢両宮への祈とうをもって專業としていた御師（おんし）たちのうち、とくに外宮に付属していた御師たちが、当時は旦那（だんな）といわれていた諸国の信者廻りの節、信者から請取ってきた神樂（かぐら）代その他の参宮費が、もしも当時の江戸幕府で発行していた小判・一分判という金貨幣であったり、丁銀・小玉銀という秤量の銀貨幣であったりすると、その旦那たちが、いざ参宮のために上ってきたときの、門前町山田での支払いには、たいていの場合、大き過ぎるものであった。それ故、小払いの便宜のために、特にこれらの金銀貨幣の端の部分を、二分とか、三分、五分、一匁というような微小な銀目に分割して、これを預り証にして交付した」<sup>(7)</sup>のが始まりであるとしている。そしてこの「預り証」は当時「切手」と呼ばれていたから、山田羽書の起源は切手であるとしている。19世紀の初頭に書かれた「神境秘事談」<sup>(8)</sup>には、「山田羽書の事は慶長の頃よりはしまり、元は金子のとりやりせるに、何分何厘などいへる端のむつかしければ、紙へ書切手てふものにてわたし、いつにても料銭に引かふる事に

(5) 武藤和夫『日本貨幣法制史』三重大学法制史学会、1956年、96頁。

(6) 関東渡海船および伊勢商人については、永原慶二「伊勢商人と永楽錢基準通貨圏」『戦国期の政治経済構造』岩波書店、1995年、綿貫友子「『武藏国品河湊船帳』をめぐって」『史艸』30号、1989年。

(7) 田谷博吉「近世日本の紙幣」『阪南論集』第25巻1・2・3号 1989年、122頁。

(8) 渡会貞多「神境秘事談」享和3（1809）年、『大神宮叢書 神宮隨筆大成』後集、1942年、所収。

てありしか、此事いとたよりよければ、後は三分五分より壱匁に及びて、いまの羽書てふものとはなりぬ、・・・（中略）・・名も元は端書と書しか、よく通用せるゆへ、鳥の羽に准してのちは羽書と改めしなり」とあり、「何分何厘なといへる端」のやり取りのために「切手」にして渡したもののが始まりであり、また初めは「端書」であったものが後に羽書となつたとしている。

田谷氏はこうした羽書発行につながるものとして、永禄4（1561）年の次のような史料を引用する<sup>(9)</sup>。

「 請取申替（かわし）之事

合參貰貳百文分分度々ニ請取申候

右之替はいせへ御參宮之時、為御神樂錢也

依如件

永禄四年十二月二日 いせ御師

御炊 善助

忠 家

山中舟戸之内金市

戸田与三兵衛殿 参 」

これは二人の伊勢神宮の御師が山中舟戸という地方に旦那（信者）廻りをした時、その旦那である戸田某から、伊勢参宮の時の神樂錢にと3貫2百文を数回に分けて請取り、他日伊勢においてその代錢を支払う旨を記した証文である。この場合は錢で請取っているのであるが、これが慶長5・6（1600・1）年に発行されるようになった小判や丁銀などに替わられるようになると、確かに小払いには不便なものとなる。

現在日本銀行に所蔵されている最古の山田羽書（慶長15・16<1610・11>年とされている。）には「請取」と墨書きされており、これが「預」に変化し形も小形化するなど、より紙幣的な要素が強くなるのは元和（1615）以降とされている<sup>(10)</sup>。確

(9) 田谷博吉「藩札の流通覚え書」(3)『貨幣史の研究』九州貨幣史学会、238号、1984年、5頁、なおこれは豊田武『増訂中世日本商業史の研究』吉川弘文館 1982年、288頁の掲載史料を引用。

(10) 前掲、『図録 日本の貨幣』第2巻、第6巻及び荒木三郎兵衛『お札』、それぞれの写真図版及び解説、参照。

かに「当時の御師の実態は不明であるし、江戸期の慣行をそのまま近世初頭まで遡らせる事が可能なのか、判断の難しい」<sup>(11)</sup>事も事実ではあるが、後々まで羽書を発行し続けたのが「山田三方会合」であり、この三方会合が中世以来の伊勢信仰の興隆をもたらし、かつそれを支え続けた伊勢外宮の御師の組織である事を考えると、田谷氏の説には聞くべきものがあるようである。

この羽書発行に関して、御師が「地方信者による伊勢参詣を促すとともに信者の道中安全を確保する手段として、伊勢神道布教のため訪れた地方において金銀銭貨あるいは米などといった財物との交換で山田羽書という伊勢山田地方においてのみ通用する銀目の金券を発行したと考えられるのである。」<sup>(12)</sup>という説もあるが、御師が地方で羽書を発行したとは考えにくいのではなかろうか。御師は地方の旦那に、先に見たような為替あるいは割符（さいふ）様のものを渡しておき、伊勢山田で羽書を手交したと考えた方がより自然なように思える。

## 1 藩札の発行と流通

### (1) 藩札の発行

さきに見たように、近畿地方各地で発行されていた私札は寛文頃（1660年代）にはほぼ姿を消す。この頃私札に代わるかのように西国の諸藩で藩札が発行され始める。

通説では、藩札の始まりは越前福井藩によるものであり、寛文元（1661）年であるとされていた。しかし『福山市史』<sup>(13)</sup>では、『水野様御一代記』なる文書を引用して、備後福山藩では寛永7（1630）年には町人菊屋太兵衛を座元として銀札遣いが始まったとしている。そしてこの事は、隣藩広島藩において寛永13（1636）年と翌14年の二度にわたって領内尾道での菊屋札の通用を禁じている事や<sup>(14)</sup>、肥後熊

(11) 鶴岡実枝子「日本近世紙幣史管見」『史料館研究紀要』国立史料館 24号、1993年3月、6頁。

(12) 鹿野嘉昭「江戸時代初期における私札の発展」『経済学論叢』同志社大学 第52巻3号、2001年3月、244頁。

(13) 『福山市史』中巻、1968年、117頁。

(14) 渡辺則文・土井作治『広島藩、福山藩、三次藩における藩札の史料収集と研究』日本銀行金融研究所 委託研究報告No.2(58)、1987年、16頁。

本藩において承応3（1654）年に、税の増収について18人の商人たちに意見を求めたところ、そのうちの一人が銀札の発行を提案し、「備後水野美作殿御領内札遣ニテ御座候事」と述べている事<sup>(15)</sup>などからも傍証されている。水野氏は元和5（1619）に大和郡山から入封しており、「或いは大和国で通用していた銀札遣いを是として福山領内に実施」<sup>(11)</sup>したものかともされている。従ってこれまでの、藩札は寛文元年の越前福井藩の発行をもって嚆矢とするという見解は訂正されなければならないが、諸藩の藩札の発行が本格化したのは寛文期以降であり、宝永4（1707）年に札遣いが禁止される迄に50を越える藩で藩札が発行されている。

これらの藩は畿内西国が中心ではあるが、尾張・水戸徳川、仙台伊達家などでも藩札が発行されている。また発行額面も、私札の場合にはほとんど全部が1匁以下の少額であったのに対し、藩札の場合には1匁札も見られるが多くは5匁以上であり、中には2貫目札もみられる。このことに関しては、寛文・延宝期が近世商品経済の展開期であり、藩領域経済の成立期であると同時に、銀遣い大坂を中心とした中央市場との結びつきが全国的に強まり、貨幣需要が増大した事。この時期寛永通宝が出回りだす一方で、海外への金銀貨なかんずく銀貨幣の大量流出から銀貨不足が深刻であった事などが指摘されている<sup>(16)</sup>。

宝永4年に幕府が札遣いを禁止した理由としては、幕府が元禄8（1695）年と宝永年間に大規模な金銀貨の改鑄を行い、退蔵されている古金銀を放出させるためであったとされている<sup>(17)</sup>。幕府は純度84%であった慶長小判を元禄小判では57%とし、宝永7（1710）年鑄造の宝永小判では純度を84%に戻したが重量を4、7匁から2、5匁に落としている。また丁銀・豆板銀についても慶長のそれが純度80%であったのに対し、数度改鑄を繰り返し、宝永8（1711）年には純度20%としたのであった<sup>(18)</sup>。

(15) 松本寿三郎『熊本藩における藩札の史料収集と研究』日本銀行金融研究所、委託研究報告No.3(1), 1990年, 5頁。

(16) 『図録 日本の貨幣』第5巻 図版、解説及び164頁以下、小野正雄「寛文・延宝期の流通機構」『日本経済史体系』3, 1965年、参照。

(17) 新保博「藩札についての一考察」『神戸大学 経済学研究年報』19, 1972年, 14頁参照。

(18) 『日本史総覧』IV近世1 新人物往来社, 1984年, 518頁以降参照。

周知のようにこれ以降経済全体はインフレ状態となり、一転して正徳4（1714）年には新井白石の建議によって、重量純度共に慶長のそれと同等の金銀貨を鋳造し、経済はデフレ状態に陥る。享保の改革と称される吉宗の政策下でも貨幣制度は基本的に変化はなかったが、享保15（1730）年に至り貨幣政策に変化があらわれる。この年幕府は再び藩札の発行を許可し、ついで元文元（1736）年、純度を落とした金銀貨を鋳造する。これ以降藩札は、幕末明治維新时期に至るまで発行され続けるのである。

藩札発行の時期区分に関しては、『図解 日本の貨幣』では、近世初期（慶長～宝永期1600頃～1710）、近世中期（正徳～享和期1711～1803）、近世後期（文化～慶応期1804～1867）、近代初期（明治元～4年1868～1871）に分けており、近世の三時期に関して、「① 藩札初発より宝永の禁令の頃までの時期 ② 享保解禁より享和年代に至る藩札制度の整備・発達の時期 ③ 化政期より幕末に至る藩札の機能および弊害増大の時期」と説明しており、この時期区分は広く行われている<sup>(19)</sup>。他方田谷氏は、近世初期を寛文元（1661）年から元禄の改鑄の前年の元禄7（1694）年までとし、近世中期を元禄8（1695）年から幕府によって新規藩札発行禁止令が出された年の前年にあたる宝暦8（1758）年まで、近世後末期を宝暦9（1759）年から慶応3（1867）年までと区分している<sup>(20)</sup>。

どれだけの藩が藩札を発行したのかについては、天保13（1842）年に幕府が調査を行っている<sup>(21)</sup>。それによると、銀札を発行している藩・旗本領・地域は64に上り、このうち伊勢国山田には発行額の記載がないが、残り63の藩・旗本領における発行額は86,959貫976匁1分であり、他に「万石以上領分米札遣」の藩が6藩挙げられている。但し、ここには金札・銭札の発行藩および発行高は含まれておらず、またこれは、幕府の通用許可期限内の藩札についての調査であって、当時は15年或いは25年という発行許可期限を過ぎても、幕府も許可の更新なしにそのまま発行を続行した藩も相当あったので、これが天保13年当時の銀札総発行高と捕らえるのは危険との指摘もある<sup>(22)</sup>。

(19) 前掲『図録 日本の貨幣』第5巻、162・3頁。

(20) 田谷博吉 前掲注(7)論文、125頁。

(21) 『日本財政経済史料』第2巻、860～872頁。

(22) 山口和雄「藩札史研究序説」『経済学論集』東京大学、第31巻 4号、1966年、22頁。

明治4（1871）年廃藩置県のさいの調査によれば、藩札を発行していた藩は244藩・14代官所・9旗本領であった<sup>(23)</sup>。このうち引替のために政府に届け出をした藩は161藩・8旗本領・3府県であり、この内訳は銀札が91藩・8旗本領・3府県で額が3,090,605貫匁、銭札が73藩169,167貫文、金札が16藩7,191,050両であった<sup>(24)</sup>。しかし同時に、発行はしていても廃藩置県の際に届け出をしなかった藩や、すでに存在していなかった藩が77あるので、この数字も全体を示すものではないと指摘されている。

## （2）藩札の発行理由

山口和雄氏は、藩札発行の理由としては大きく見ると藩経済の窮迫と領内通貨の不足があり、中でも藩経済の窮迫が主な理由であったとしている。さらに藩経済の窮迫には（イ）藩財政の窮迫のため（ロ）専売制実施のため（ハ）藩士または農民の困窮救済のための三つがあるとし、領内通貨の不足は（イ）単純な領内の通貨不足（ロ）隣接藩で藩札を発行したため自藩内の通貨が相対的に減少したのでそれに対抗するための二つがあるとしている。そして結論としては「藩札発行は藩経済の窮迫にもとづくことが多く、通貨の不足によることは比較的すくな」かったとしている<sup>(25)</sup>。

田谷氏は、この山口氏の藩財政窮迫の三つの理由を認めた上で、四番目として、領主と結んだ有力商人による貸付利子取得型の藩札、を提唱しており<sup>(26)</sup>、後に「私札的藩札」と改めている<sup>(27)</sup>。田谷氏が私札的藩札を提唱したのは、当時ひとつの流れとなっていた藩札=信用貨幣説に反対して、藩札=政府紙幣（不換紙幣）説を唱えてのことであった。氏によれば、江戸初期の藩札はすべて藩政府の財政窮乏に基づいて発行された政府紙幣であり、すなわち不換紙幣であったのであり、その流通は藩権力による強制通用であったとしている。そして藩札=信用貨幣説論者が信用貨幣としての機能を果たしているとしている藩札は、すべてこの貸付利子取得型すなわち私札的藩札のものであったとしている。この点については後に再び検討する。

(23) 『紙幣整理始末』1890年、『明治前期財政経済史料集成』第11巻所収、187頁。

(24) 山口和雄 前掲論文、8頁。

(25) 同上論文、2頁。

(26) 田谷博吉 前掲注(4)論文、21頁。

(27) 田谷博吉 前掲注(7)論文、121頁。

新保博氏は、藩札発行が「銀づかい」経済圏を中心に行われたのは、①「金づかい」の東日本にくらべて、「銀づかい」の西日本における市場経済の進展の度合いが高いこと、②宝永7（1710）－元文元（1736）年をのぞけば、徳川時代を通じて貨幣発行高に占める秤量貨幣の比重はきわめて低く、銀貨不足といえる状態にあったこと、③秤量銀貨を少額に分割すること（いわゆる「切遣い」）はかならずしも容易ではなく、取引金額が端数をふくむ場合、支払手段として秤量銀貨を用いるのが不便であったこと、によるところが大きいとして、「秤量銀貨不足を緩和することのほか、少額取引のための交換手段を供給することが、藩札発行の重要な手段であった」とする。その上で「藩札である以上、藩の財政収入増大のための方策であったことも明らかである」としている。さらに、藩札発行にはこうした貨幣・金融政策としての側面と、財政政策としての側面とをもっており、この点は藩札の歴史の全過程を通じて認められるとした上で、19世紀の藩札とそれ以前の藩札を、すべての点でまったく同じものと捉えるのは正しくない、としている。そしてその変化のうち最も重要な点として、19世紀には藩専売制と結びつくことによって、「藩札発行が産業政策という性格を持つようになった」としている<sup>(28)</sup>。

田谷氏の場合、「私札的藩札」の典型的な例としているのは、文政5（1822）年以来発行された和歌山藩松坂札であり、三井組に対する「社会的信用」に基づく円滑な流通と、正貨兌換を挙げている。かくして新保氏と田谷氏の間の藩札の機能に関する理解の違いは大きいが、近世後期の藩札とそれ以前の藩札に質的な差異を認めている点では共通している。

### （3）藩札の発行

藩札の発行体制については一般的に、日本銀行調査局『藩札概要』<sup>(29)</sup>および山口氏による分類<sup>(30)</sup>が踏襲されている。これらによると藩札の発行方法は、①藩が直接発行する場合、と②商人が請負って発行する場合、に大別される。②に関しては、藩が積極的に藩札発行を商人に依頼する場合と、商人自らのイニシアティブで発行を藩に願い出て許可を受ける場合があった、としている。いずれにせよ、商人請負

(28) 新保博・斎藤修編『日本経済史 2 近代成長の胎動』岩波書店、1989年、33～35頁。

(29) 日本銀行調査局 通貨研究資料<sup>(13)</sup>『藩札概要』、1964年、59頁以下。

(30) 山口和雄 前掲論文、4頁。

の場合には藩名は表面に出ず、札元商人が自己の責任で発行する形式をとるのが普通であった。この場合の発行の手続きは、1、札元が藩当局に対して、抵当物件としての田畠家屋敷等の提供と、一定額の運上の納入を約束し、2、当局から一定額の藩札を受領し、これに藩印を受け、3、札元はそれに番号を記入し、自己の印を押捺して記帳し、割印を施した上で引替所を通じて流通界に出されたのである。先の三井組等による和歌山藩松坂札もこの例であるとされている<sup>(31)</sup>。

①の直接発行の場合は、札会所あるいは札座・札場などという発行機関を設けて発行するのが普通であった。これは普通城下町に置かれ、札奉行の監督のもとで藩札事務の監査を行う札場目付がいた。実際に発行事務に携わったのは札元と呼ばれる城下町或いは大坂などの豪商、とくに御用両替商が選任された。領内各所には札会所の支所とも言うべき札宿が置かれ、奉行直属の手代の監督のもと、実際の藩札引替業務は土地の有力者があたっている。札宿は、岡山藩の場合延宝7（1679）年の際には11ヶ所に置かれ、享保15（1730）の再発行時には7ヶ所に置かれた。享保札の場合札会所の札元は2名の豪商が勤め、7ヶ所の札宿ではそれぞれ1名づつの富裕者と思われる者が宿元を勤めているが、そのうち5名は屋号を持った商人名であり2名は屋号を持たない百姓名である<sup>(32)</sup>。また熊本藩における延享3（1746）年の藩札発行に際しては、熊本城下3ヶ所を含めて領内8ヶ所に大札座を、16ヶ所に小札座を置いた。各札座には1名づつの札元・宿元が勤めていた。熊本城下の3ヶ所の大札座の札元はそれぞれ屋号を持っているが、残り5ヶ所の大札座の札元の内2名が苗字を持ち、3名は苗字を持たない百姓名である。16ヶ所の小札座の宿元の内2名が苗字を持っており、14名は百姓名である。それぞれの札座には二人づつの横目がつけられている<sup>(33)</sup>。この様に、実際の発行業務にたずさわるのは特権商人ともいるべき豪商や在村の有力者たちであった。

摂津尼崎藩の場合、享保15年の藩札再発行以後明和6（1769）年迄に札元になつた者は、わかっている範囲で20名を数える。このうち尼崎城下町の商人が6名、大

(31) 同上論文、3頁。

(32) 河手龍海『岡山藩における藩札の研究』日本銀行金融研究所、委託研究報告No.2(2), 1991年、15頁以下。

(33) 松本寿三郎 前掲書、20頁以下、なお、本文中では「小札座」が15ヶ所となっているが、これをまとめた第3表では「本札座」とあり、16ヶ所数えられる。

坂・兵庫津の商人が各1名おり、西ノ宮の商人と思える者も数人いるが、残りは上島村の大庄屋岡村十左右衛門を始めとして大庄屋・庄屋クラスの農民と思われる。この場合の藩札発行の手続きは、田畠・屋敷の藩への提出から藩印の押印、印刷、割印、引替に至るまで、先に見た藩札発行の商人引請の場合とまったく同一であり、個人名義での藩札発行となる<sup>(34)</sup>。

こうした尼崎藩における中間支配層の活動は、先に見た岡山・熊本藩における中間支配層の役割、すなわち城下の札元で発行された藩札を農村部で流通させるための札宿としての活動とは、まったく違ったものというべきであろう。18世紀末には尼崎藩は城下町商人の請負発行に移行するのであるが、このことは、この時期の大坂近在の尼崎藩の大庄屋・庄屋クラスの農民の存在が、他の地域のそれとは異なっていることを意味するものであるといえよう。吟味しなければならない点は多いが、藩札の発行体制においても、先の2つの分類以外の発行体制をとっていると言えるのではなかろうか。

#### (4) 藩札の流通

藩札の発行に際して各藩では藩札の通用仕法を定めた。この仕法は藩どうし事例を参考にして作られたため極めて類似したものとなっている。多くの藩では藩札の専一通用を旨としており、その場合には次の様なことが骨子となる。

- ① 藩領内における正貨の流通禁止（但し少額取引、例えば銀2分以下の場合は錢遣いとする）。
- ② 個人間の正貨・藩札の引替取引の禁止。
- ③ 藩札から正貨への引替は、藩外支払目的以外は禁止。
- ④ 藩士への禄の支払のうち、代銀（現金）によるものはすべて藩札とする。
- ⑤ 年貢などの藩への支払いは藩札で行う。
- ⑥ 他領の者についても、通過するだけの者は正貨遣いでも良いが、それ以外の商人・旅人は正貨と藩札を引替えて遣わなければならない。

また、正銀を藩札に引き替えるときは、藩によって多少の違いがあるが、例えば正銀100匁に対して藩札101匁を渡し、この逆の場合は、藩札102匁に対して正銀100

(34) 八木哲浩「尼崎藩の銀札」『魚澄先生古稀記念 国史論叢』魚澄先生古稀記念会、1959年、707頁～709頁。

々とするなど、引替手数料を徴収すると同時に正銀への引替えをしにくい工夫をしていた。

藩札の流通形態に関しては、多くの藩で①の様に正貨の流通を禁じて藩札の使用を強制しており、専一通用が支配的とされてきた。しかし、日本銀行金融研究所による藩札の諸研究を中心に、諸藩の藩札の流通状況をまとめた鹿野嘉昭氏の研究によると、「正貨と藩札の併用を認めた混合流通を採用した藩も少なく」ないのであって、対象33藩の内ほぼ江戸時代を通じて一貫して混合流通を採用していた藩は、名古屋、尼崎、福岡、熊本、高松の5藩を数える。さらに19世紀に入って専一通用から混合流通へと流通形態を替えたのが富山、金沢、弘前と3藩あり、また19世紀になって初めて初めて藩札発行に踏み切った姫路、加納、盛岡藩では、当初から混合流通を採用していた<sup>(35)</sup>。これらの他にも一時的にせよ混合流通を採用した藩が数藩認められ、ほぼ半数が混合流通を採用していると思われる。このことは19世紀の商品流通の発展は、流通手段としての藩札の価値変動への領民の関心の高まりをもたらし、藩権力による藩札への強制通用力の賦与だけでは藩札が貨幣として機能しえなくなつたことを意味するであろう。

## 2 藩札とは何か

### (1) 藩札の信用通貨規定をめぐって

藩札を信用通貨として規定したのは作道洋太郎氏であった。作道氏はその書『日本貨幣金融史の研究』において、徳川期の通貨制度を明らかにするためには、「幕府貨幣としての三貨（金・銀・銭貨）のみならず、封建経済の発展にともなって生成した新しい通貨、すなわち紙幣・手形・切手についても、適当な評価をあたえ」なければならず、そこで「この紙幣・手形・切手の三つの形態を総括して、信用通貨と呼ぶことにする」とした。そして、「徳川期における信用通貨の発展段階を明らかにし、さらにその諸類型を打ち出していくことが必要」だとして、信用通貨を「純粹領国型の信用通貨、特殊領国型の信用通貨、非領国型の信用通貨」に区分する。それぞれの型の特質は次の様なものであるとしている。

純粹領国型—最も典型的な紙幣（いわゆる藩札）をめぐる諸問題。ここでは紙幣の

(35) 鹿野嘉昭『委託研究から見た藩札の流通実態』日本銀行金融研究所、1996年、20頁。

発行主体は藩当局であり、藩国家の権力が強大で、領国内における商業経済の支配権を領主が直接、強力に掌握している。

藩当局による信用通貨に対する通用強制とその専一的流通の強要。

国家紙幣としての性格がはっきりと現れ、財政貨幣（不換紙幣）的な性格が、たえず流通貨幣（兌換紙幣）的な性格を圧倒。

幕府の鑄貨面における悪貨化の傾向とならんで、信用通貨面における悪貨範疇の成立。これは享保期に現れる。

特殊領国型——一般の大名領国とは異なった支配形態をもった、例えば大名領国の一  
分岐としての飛地とか交代寄合などに発達した信用通貨。領内外の有  
力商人や地主勢力が深く入り込み、地域の商業経済を牛耳ることが少  
なくない。

藩当局による藩札の強制通用が見られない。

幕府貨幣と紙幣の混合流通が一般的。兌換紙幣としての特性をも備える。

信用通貨に対する社会的信認力は、札元への信用によって生まれた。

非領国型——天領の多い畿内をはじめ、関八州や東海道筋に見られる信用通貨。特に  
畿内には遠隔地の大名領の飛地が入り込み錯綜。

こうした地域的特質をもち商業経済の中心地である大坂に発達した、本来の信用  
通貨としての手形類。

それぞれの典型的な例として作道氏は同書において、純粹領国型としては、尼崎  
藩、久留米藩、盛岡藩について分析し、特殊領国型としては、対馬藩領肥前国田代  
領における銀札会所銀札、下総国関宿藩領和泉国伏尾領における米札、旗本領であ  
る三河国長沢用所によって畿内近国において発行された産物手形を分析、さらに非  
領国型として、大坂における銀目手形、江戸一大坂間を中心とする為替手形、大坂  
における蔵米切手をそれぞれ分析している。

こうした3類型を分析した結果、作道氏は結論として、「いわば政治的な性格の  
強い信用貨幣（純粹領国型の紙幣）が、経済的な性格の強い信用通貨（特殊領国型  
の紙幣および非領国型の手形・米切手）をたえず圧倒し、優越する過程としてあら  
われ」るとしている<sup>(36)</sup>。

---

(36) 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』未来社、1961年、17~25頁。

作道氏のこの論に対して最初に評論を加えたのは中井信彦氏であった<sup>(37)</sup>。中井氏は尼崎藩における寛保3（1743）年の銀札通用規則を通じて、作道氏が純粋領国型として設定した範疇が成立するかどうかを問題とする。その結果中井氏は、銀札は第一義的には領内外の正銀を領主の手元に吸収する手段として発行されたものであり、その信用も藩権力に基づくものではなく、引替所における正貨兌換の保証に負うとする。また作道氏が、不動産担保によって銀札の拝借が許されたのは、通貨の創造であってこれによって貨幣の不足を補い領国経済を立て直そうとしたとの評価に対しても、銀札借用者は自ら札元となって正貨兌換を行わなければならず、故にこれらは決して財政貨幣（不換紙幣）の範疇で捉えるべきではないとする。さらに専一流通の強制も最初から空文に近かったことから、この藩札に純粋領国型の基本的性格を見るのは無理であるとするのである。加えて中井氏は、尼崎藩は安永6（1777）年、寛政9（1797）年にはそれまでの多数の札元を廃止し、城下町商人に札元を集中して藩札を集中しているが、これは藩権力が城下町商人の手を通してこの時期の領域内の経済発展を掌握しようとしたものであって、こうした安永・寛政札に純粋領国型信用通貨の概念がどれだけ貫徹していたかの分析がないとする。

結論として中井氏は、「紙札の機能分析を通してその類型は設定される」べきだとする。「鋳貨の量的不足を補充するために出された織豊一江戸初期の紙札類もあれば、商品流通と無関係に発行された財政貨幣としての藩札もあり、領域経済の再生産構造における商品の流通形態に応じた各種の藩札も類型化」され得るとするのである。

川上雅氏は「藩札論」<sup>(38)</sup>および「鋳貨・札および手形」<sup>(39)</sup>において作道氏の藩札=信用通貨説を批判し、藩札=国家紙幣説を唱える。氏は「藩札は手形ではなく、紙幣である。支払を約束する証書でなく、また、それ自体無価値であるから、領主の権力によって経済外的に通用が強制されて、はじめて流通性を獲得することができる。」とし、さらに「藩札は本質的に不換紙幣であるから、紙幣流通の一つの独

(37) 中井信彦　書評「作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』」『歴史学研究』No.257, 1961年。

(38) 川上雅「藩札論」『近世史研究』37号, 1963年。

(39) 同上　「鋳貨・札および手形」『体系日本史叢書13　流通史I』山川出版, 1969年第7章「貨幣と信用」第2節。

自な法則にしたがって流通する。流通界が必要とする流通手段の数量は、商品取引数量と物価水準によって客観的に決定されるが、専一的に通用する藩札の発行総量は、大名領主の恣意によって決定される。」<sup>(40)</sup>とする。

田谷博吉氏も、先の「藩札—江戸時代の紙幣」・「近世日本の紙幣」その他において藩札=信用通貨説を批判し、藩札は政府紙幣であるとする。藩札=信用通貨説論者は、藩札は信用経済発達の結果として現れたものであるとするが、これはドイツ歴史学派ヒルデブラントによる経済発展の三つの段階、すなわち自然経済・貨幣経済・信用経済の内の信用経済の誤解に基づいており、近世の日本はとてもそこまでは到達していなかったのであって、私札や藩札は、「日本において信用が発達する以前から流通していた前近代的な紙幣であった。かくて近世の日本は、信用貨幣の時代ではなかった。」<sup>(41)</sup>という。ただ田谷氏も、藩札にも変遷があったことを認める。田谷氏は近世の藩札発行を三つの時期に区分した後、「近世初期の藩札は、(略)すべて藩政府の財政窮乏にもとづいて発行された政府紙幣であり、不換紙幣であった」<sup>(42)</sup>と見ている。近世中期の藩札では、田谷氏はいくつかの変化を認めており、寛保3(1743)年の尼崎藩発行の藩札には、私札的藩札の原初形態としての評価をあたえている。近世後期においては、藩札発行に対する幕府の態度が厳しくなったため、藩札発行にもさまざまな工夫が見られる様になり、藩専売と結びついた国産物買入の手段としての発行等は兌換制を持つものとして田谷氏は評価する。ただこれとても濫発の恐れはまぬがれず、信用貨幣であるとするのは速断に過ぎるとする。また作道氏が特殊領国型とした対馬藩日田領の藩札や、三河長沢要所に産物手形に対しては「私札的藩札」との評価をあたえるが、いまだ不十分であるとして、全き意味での私札的藩札としては、和歌山藩松坂領札を挙げる。その理由としては、御為替組および三井組の堅実経営と兌換性に対する社会的信用によるとするのである<sup>(43)</sup>。

これらの批判に対して作道氏は、田谷氏が「信用貨幣」と「政府紙幣」を対立概念とするのに対し、「信用貨幣」の対立概念として「実体貨幣」をおき、「政府紙幣」

(40) 同上論文、313頁および315頁。

(41) 田谷博吉 注(7)論文、125頁。

(42) 同上論文、126頁。

(43) 同上論文、131頁。

の対立概念として「民間紙幣（私札）」をおく。その上で作道氏は、「藩札は、発行主体である藩当局に対する債務負担についての『国家信用』と、札元に登用された商人グループなどに対する債務返済能力に関する『商人信用』とによって、債権債務関係当事者間を越えて一般的流通性を持ち、貨幣としての役割を果たした」と述べている。また作道氏は藩札には、藩当局による通用強制、すなわち専一的通用を強制したものと、正貨と混合流通しているものの二つの類型があるとしている<sup>(44)</sup>。

この論争に関しては、いまだ決着を見るに至っていないが、その後の藩札の研究によって流通実体の究明は深化しており、藩札の持つさまざまな側面が明らかになりつつある段階と言えよう。例えば、紀州藩の藩札を分析した藤田貞一郎氏は藩札が信用貨幣化国家紙幣化という議論について、「少なくとも紀州藩の文政札あるいは慶応の五か国通用札に関するさまざまな史実は、そうすっきりと類型化しがたいことを伺わせている。少なくとも、藩札が商業手形のような本源的な信用貨幣でないことは確かであるが、五か国通用札に関連して三井家に紀州藩が御産物御用所の販売代金決済事務をとり扱わせるように仕組むこと、松坂札についてはその兌換性を確保することに腐心すること、またこれを好まぬ三井家をして、その名前を「羽書」に印刷することを紀州藩が遂に承諾させることは、藩札を単なる国家紙幣と割り切ってしまうのはいささか早計に過ぎること、藩札が順調に通用するには大商人の社会的信用が必要であったことを物語っていると思える。」と結論づけている<sup>(45)</sup>。

ところで、先にも述べた様に、田谷氏は山口氏が藩札の発行理由の一つとしてあげた、藩経済の窮迫をさらに三つに細分したものに、「私札的藩札（貸付利子取得型を改めたもの）」を付け加えているのであるが、山口氏の(イ)藩財政の窮迫、(ロ)専売制の実施、(ハ)藩士または農民の救済、はあくまでも藩札発行の「理由」なのである。これに対して田谷氏がこれに付け加えた「私札的藩札」は、それ以前のものとの質的な違い、すなわち兌換制の確保と商人に対する社会的信用を軸としており、山口氏の分類に加えるには論理的な次元が違うといわざるを得ない。また、山口氏による「発行方法」の、藩による直接発行と商人による請負発行の二つの分類にし

(44) 作道洋太郎「近世経済発展と藩札の発行—田谷博吉氏の見解に対する私見」『社会経済史学』Vol.48 No.2, 1982年。

(45) 藤田貞一郎『紀州藩における藩札の史料収集と研究』日本銀行金融研究所、委託研究報告No.2 (62), 1989年, 89頁。

ても、商人請負は勿論のことであるが、直接発行の場合もそのほとんどが札会所・札座には城下町商人がいて実務を取りしきっているのが明らかとなっている。このことは明らかに藩政府が藩札発行にあたって、商人の「社会的信用」を意識していたかを示すと言えるであろう。

日本銀行調査局発行の『図録　日本の貨幣』では、藩札を信用貨幣の一つとして位置付けているが、同書で藩札の項を担当した妹尾守雄氏は「藩札と私札の経済史的意義」<sup>(46)</sup>において、「藩札を信用貨幣の範疇に入れる理由は、上記論争の場合（信用貨幣か国家紙幣かの論争—筆者）とは視角をやや異にし、いわばその「現物史」的立場に基づく」とし、貨幣発展の歴史を素材的変遷で捉え ①物品貨幣（自然貨幣） ②鑄造貨幣 ③信用貨幣に分けるとする。そして「原始的貨幣としてしての自然財や金属鋸の制度的貨幣以外の交換・流通手段は、すべて信用貨幣の範疇に入る」としている。しかしこの論では、「実体貨幣」と「信用貨幣」を対立概念とするという作道氏の論と、具体的にどう違うのかは判然としないといわざるを得ないであろう。

## (2) 流通手段と支払手段

藤本隆士氏は福岡藩の藩札の分析を通じて、藩札をその機能によって「流通手段としての藩札」と「支払手段としての藩札（後に、信用貨幣としての藩札）」に分ける<sup>(47)</sup>。流通手段としての藩札としては、イ 藩財政の窮乏化、ロ 鑄貨の不足、ハ 近隣諸藩の銀銭相場の変動の影響、ことに藩札の発行による自藩への貨幣価値変動の波及の防止、による発行を挙げている。支払手段としての藩札については、福岡藩の櫨実蠅専売における製品納入と受渡し、支払についての史料を分析し、「生産物の受渡しと、その代銀の支払の間に、ある一定の時間が置かれているのであって、これは支払手段機能に基づく貨幣の一形態であって、信用貨幣と捉えねばならない。信用創造に基づくものであるからである。」<sup>(48)</sup>とする。このように「藩専売制」と結びついた藩札発行に信用貨幣としての側面を見るのである。藩専売は

(46) 妹尾守雄「藩札と私札の経済史的意義」『上智経済論集』第21巻 第2・3号合併号、1975年、59頁。

(47) 藤本隆士「藩札と錢貨の機能について」『歴史と地理』No.412、1989年、同「徳川期における少額貨幣—錢貨と藩札を中心にして」『社会経済史学』Vol.57 No.2、1991年。

(48) 藤本隆士 前掲「藩札と錢貨の機能について」、6頁。

多くの場合、藩当局が「産物会所」を通じて、「藩札会所」が発行する藩札によって領内産物を買い上げ、これを中央市場（大坂・江戸・京）で販売し、入手した正貨を藩札の準備資金に当てるというものである。しかしこれにも藤本氏自身が認めるように、「藩の財政上の切迫した事情から、売上代銀が荷主に渡されず、藩札として荷主の手元に残ることも多かったにちがいない。その時は、信用貨幣の性格が藩の債務不履行によって奪われることになる。」という状況もあり得るのであり、「藩札一般を信用貨幣と規定することは、先の流通手段の機能に基づく場合も含めて慎重にならざるを得ない。」<sup>(49)</sup>という場合がある。

檜垣紀雄氏は、藩専売制に基づく買上資金としての藩札発行の持つ脆弱性を認めた上で、「藩札が生産・運転資金の供給を目的として発行された場合は、極めて大きな効果があった。」<sup>(50)</sup>とし、安政5～6（1858～9）年の福井藩における5万両の藩札発行と産物総会所の設立を、その例として挙げる。これ以前福井藩は財政難にあえいでおり、俸禄の削減、僕約令の強制という緊縮財政と、藩専売制に基づく農村部の生産成果の運上・冥加による収奪に励んでいたのであるが、財政難は一向に好転しないありさまであった。この財政緊縮政策は横井小南の影響をうけた藩士三岡八郎（由利公正）の登場で大きく変化する。三岡は、財政難克服のためには領内における物産振興が肝要であり、この産物を諸国に販売することによって正貨の蓄積を図ろうとしたのである。先の5万両の藩札は生産のための元手として低利で貸し出され、生産物は産物総会所の手を経て一部は北海道松前を始め国内へ、さらには長崎に藩蔵屋敷を建ててオランダ商館への売り込みを行った。会所の取扱い物産は、生糸・布・苧・木綿・蚊帳地・茶・麻・藁工品などであった。初年度（安政6年）に松前地方に販売した藁工品が20万両を越え、長崎での生糸の販売額も約100万両に達したという。かくして文久2（1862）年には、総会所を通じて各地に販売された物産の総額は300万両に達し、藩の金庫には常に50万両内外の正貨を貯蔵するようになったのである<sup>(51)</sup>。

(49) 同上論文、同頁。

(50) 檜垣紀雄「藩札の果たした役割と問題点」『金融研究』日本銀行金融研究所 第8巻1号、1989年、140頁。

(51) 印牧邦雄『福井県の歴史』山川出版、1973年、185頁以下、および檜垣紀雄 前掲論文参照。

かくして檜垣氏は、同じく専売制に結びついた藩札発行といつても、物産の單なる買い上げ資金に充当される場合には、生産不振や物価高騰にともない藩札が濫発される傾向があるのに対し、生産・運転資金として発行された場合には、「生産の拡大による正貨の増加を伴った結果、藩札の裏付け準備が充実し、藩札が『健全通貨』として機能した」<sup>(52)</sup>とするのである。

### 終りにかえて—藩札と信認・社会的信用—

藩札は、領外取引においては正貨と兌換されるが、領内においては専一通用を強制するというのが一般的な規則であった。田谷氏は、これをもって藩札は不換紙幣であると規定して、次のように言う。「いずれの藩にあっても、領内にては銀二分（0,2匁）より下は、これまでどうりの銭遣いを許すが、銀二分以上の取引には、今後、いっさい江戸幕府発行の貨幣を用いず、すべて札遣いすべきことを規定している。当然のこと、幕府貨幣との引換は、原則として許可しないのであって、藩札は不換紙幣」であり、「たとえば、『札売買の事、銀百目持参仕、札百一匁可請取、札百二匁持参候時は、銀百目可請取』こと、というごとき、銀から札へと、札から銀への札場両替（異種貨幣の交換）規定を掲げていても、これによって、藩札が兌換紙幣であったと解してはならない。あるいはまた、藩領の内外から豪家を札元役にとりたてて、札場両替にあたらせているが、藩札面で見る限りでは、これらの豪家を、あたかも藩札の発行責任者であるかのごとく見せかけている。しかし、これらは、いずれも、領民への偽装工作であった。私達は、このような偽装工作につられて、藩札は信用貨幣であったなどと」<sup>(53)</sup>理解してはならないとする。

しかしこの規定の意味するところは、藩札は最終的には兌換されるものとして発行されていたと理解する事も可能であろう。例えば、元禄11（1698）年に備後福山藩が改易処分になったとき、「『御家中御救』の必要から割引率を大幅に下げたといわれる。実際の割引率は不明ながら、勘定所の見積りが3割引となっていたことから、だいたい3割程度に引き下げられたと思われる。」<sup>(54)</sup>といわれており、大幅に

(52) 檜垣紀雄 前掲論文、140頁。

(53) 田谷博吉 注(7)論文、126頁。

(54) 渡辺則文・土井作治 前掲書、19頁。

減価してはいるが正貨と引き替えられている。また、宝永4（1707）年の幕府による札遣いの停止は、藩札発行の諸藩に混乱と困難をもたらしたが、多くの藩では大幅な減価を見せながらも、あるいは一部の兌換に止まりながらも正貨と引き替えていた。広島藩では「物価や正銀に対して藩札は価値を減じ、銀100目の商品が札400～900目、正銀100目が札500目で取引きされた」という。藩が50日の猶予期間に正貨をもって兌換に応じたのは、『御勝手指間被成候ニ付、当年は四歩通り引替被下候』と、発行額の40%で、残りの60%は預り手形（新規切手）を発行し、後日の引替を約束するにとどまった。<sup>(55)</sup> であり、一部ではあるが等価で引き替えていた。熊本藩の場合は、「宝永4年銀札停止時に銀札がどれほど流通していたかは全く判らないが、札百貫目を銀25貫で交換するもなお不足、残りは証文で遣わす」<sup>(56)</sup> としたそうであるので、熊本藩では札価を4分1に減価し、正貨はなお不足する状態であった。久留米藩では、「幕府の藩札停止令によって銀紙兌換が必要となり、その兌換準備金の捻出のために上方借銀をしたことが知られる。そしてその返済を家臣団の上米によって賄おう」<sup>(57)</sup> とした。ここでは、等価で兌換されたのか減価した上で兌換されたのかは判然としていない。

田谷氏はこのような状況を、「諸藩が、それぞれに、藩札の償還にあたっているのは、結局のところ、藩札は諸国の藩政府において、いわば無利子の公債であると意識されていた」とする。確かに多くの藩政府は、藩札発行によって吸い上げた正貨の多くを費消していたのであるが、その一方で藩札は最終的には兌換されるべきものという認識も持っていたのであろう。であるからこそ、こうした突然の藩札停止令においても、減価或いは一部に止まつてはいるにせよ、兌換に腐心するのである。

田谷氏は先に見たように、藩札発行元の商人の堅実な経営と、それによる兌換の維持に対する「社会的信用」を得た藩札を私札的藩札と名づけている。この社会的信用論に先行する形で、田谷氏は次のように述べている。「近世の後末期になると、藩札でありながら、流通の仕方が、私札とそっくりな私札的藩札が流通しています。

(55) 同上書、3頁。

(56) 松本寿三郎 前掲書、13頁。

(57) 松下志朗『久留米藩における藩札の史料収集と研究』日本銀行金融研究所 委託研究報告No.2(63) 1989年、22頁。

たとえば対馬藩が、肥前国にもっていた飛地の田代にて、豊後国日田の豪商広瀬久兵衛に発行させていた田代領銀札のごときであります。この種の札にあっては、流通の仕方が、近世の初期・中期に見られた藩札とは、まるで違っています。しかし驚くことはありません。藩政府の依頼をうけて、藩領域の内外からの豪家によって貸付発行されていた札なのであります。—略—自分たちの責任で貸付けている以上、引換え準備金の手当には、つねに最大の努力を払っていました。かくて信用、クレジットではなくて、世人の信頼、すなわちコンフィデンスをうけて結果としては、長期にわたって、兌換券であり得たのです。—略—この種の藩札をもって、信用貨幣としての機能をはたしているとする向きもありますが、それは、著しい時代錯誤であります」<sup>(58)</sup>。この「信頼—コンフィデンス」は後に、「富裕な御師たちの支払能力に対する世人の信用が、支えになっていたことを、見のがすわけにはいかないであろう。ただし私が、ここで信用というのは、社会的信用であり、あくまでも、日常語でいう信頼と同じであり、confidenceであった。」<sup>(59)</sup>として、「社会的信用」という言葉に置き換えられている。

この（confidence）という概念を、積極的に金融論の理論体系に取り入れたのが齊藤壽彦氏である。氏はまず、経済関係を支える基礎的な概念として信頼（trust）をおく。これには相手の「能力に対する期待」としての信頼と、「意図に対する期待」としての信頼がある。この上にたって氏は、金融論の前提としての貨幣に対する社会的信認（confidence）を説く。これは田谷氏においては社会的信用とされていた概念である。齊藤氏は社会的信認を「社会構成員の信頼を前提とするものである。したがってこれを社会的信頼といつてもよい。しかしそれは社会の主体をなす個々の人間や企業の主観的判断や心理状態を意味するものではなく、社会的合意として成立するものであり、一定の客観的、経済的根拠にもとづくものである。」としている。さらにこの上に、貨幣支払能力と支払意志への信頼からなる、貨幣支払い約束への信頼としての信用（credit）が存在するという<sup>(60)</sup>。

(58) 田谷博吉「藩札史隨想 第四回」『貨幣史の研究』第278号、1988年、6頁。

(59) 同上 注(7)論文、123頁。

(60) 齊藤壽彦『信頼・信認・信用の構造—金融核心論—』泉文堂、2002年。なお、齊藤氏はその後、貨幣に対する社会的信認をより厳密に意味する言葉として、クレディビリティ—credibilityを提唱している。齊藤壽彦、本文掲載論文参照。

田谷氏は藩札におけるこの社会的信認（社会的信用）の対象を、三井組による松坂札や広瀬家による日田領銀札など、豪商による堅実経営と兌換準備にのみ求めているが、藩札を発行する諸般はほとんどすべてが社会的信認に留意しなければならなかつたであろう。であるがゆえに、改易時や札遣い停止令が發せられた時などには、減価した状態あるいは一部分に止まつた状態ではあるが、藩政府は兌換に努めたのである。また、多くの藩で札会所などに城下町商人や大坂商人などを置くのは、社会的信認維持の努力の現れと見るべきであろう。むろん一方で、時代と共にあるいは最初から、藩財政の悪化によって「財政貨幣（不換紙幣）的な性格が、たえず流通貨幣（兌換紙幣）的な性格を圧倒していた」<sup>(61)</sup>のも事実であり、こうした藩札濫発の場合は多くが「銀札騒動」や「札場騒動」に見舞われているのである。

明治5（1872）年以降、明治政府は藩札の回収を始めるが、藩札ごとに1厘から1銭5厘まで等級別けをしている。和歌山藩藩札の場合、勢州管内通用札（松坂札）は1銭5厘であり、紀州管内通用札（若山札）は3厘であった。前者の発行総額は金換算で25万両であり、後者は120万両に近かつたのである。

---

(61) 作道洋太郎 前掲書、19頁。